

Jリーグクラブの株式上場について

2022.7.28

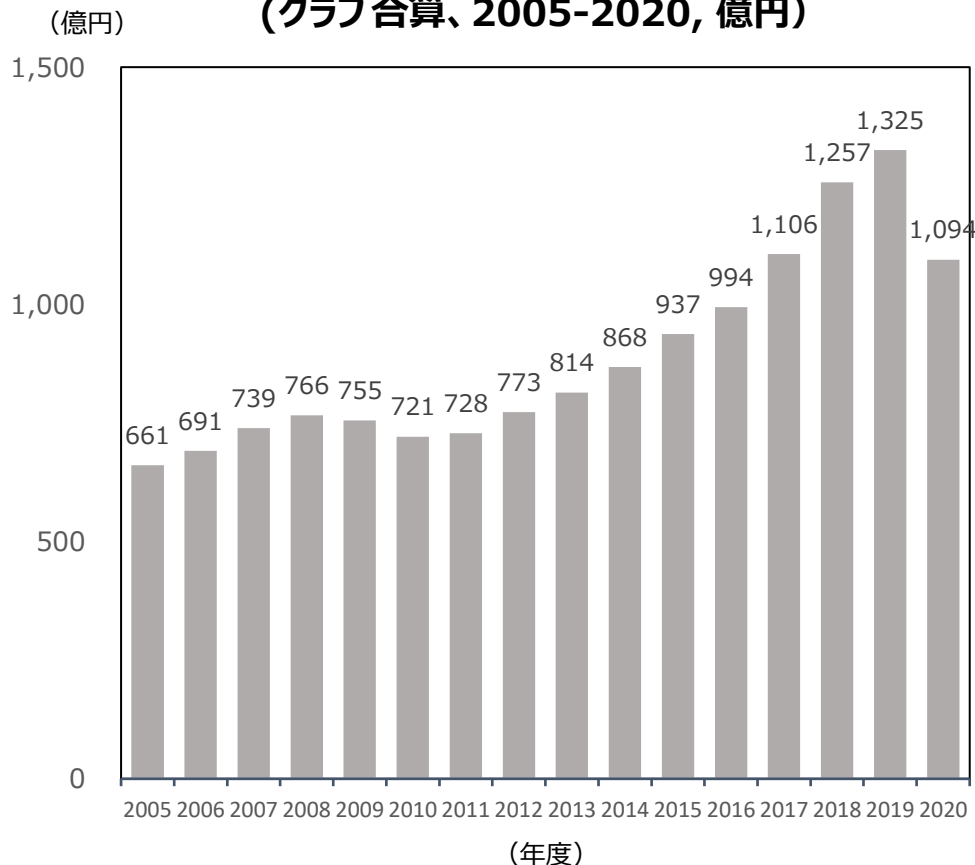
Jリーグクラブ経営本部

上場解禁の背景：Jリーグの現状



- ◆ 創設以来、着実な成長を遂げてきたが、更なる成長に向けてビジョン2030を掲げ、その実現に向けて取り組んでいる

Jリーグの収益推移¹
(クラブ合算、2005-2020, 億円)



ビジョン2030

社会連携	想いを共有し、仲間のチカラを借りて地域とクラブの繋がり&笑顔を増やす
フットボール	日本型人材育成システムで世界の5大リーグに名を連ねる
toC	熱狂のスタジアムと場所を選ばない視聴体験。国内最高のスポーツエンターテインメントへ
事業強化	事業の選択肢を増やし、Jリーグの多様な価値をマネタイズする
経営基盤	自律的な経営と人材育成で、地域に愛される存在となる

※ビジョン2030と中計2022について、現在4年に一度の再確認「ローリングプラン」のタイミングのため、上記記載内容は後にビジョン2034として内容が一部変更される可能性があります。

注1: クラブ単位での事業収益等に関する海外主要リーグとの比較については参考資料P8を参照のこと

注2: 2020年の落ち込みは新型コロナウイルスの影響による入場料収入等の減少が要因

- ◆ ビジョン2030達成に向けた取り組みの一環として、クラブの株式上場を実質的に不可能としていたリーグ規約を見直し、クラブの上場を可能とした

Jリーグにおける主要施策

放映権収入の拡大

- ◆ 海外の有カスポーツ配信プラットフォームであるDAZNと長期大型契約を締結し、視聴者増加に向け協働中

育成システムの強化

- ◆ 海外から選手育成に関する第一人者を招聘し、クラブの育成強化に向けたプロジェクト（Project DNA）を立上げ推進中

社会課題解決への注力

- ◆ Jリーグ全体の最重要活動として社会課題解決を位置付け、“シャレン！”としてリーグ・クラブ一体となって注力

デジタルマーケティングの強化

- ◆ 各クラブのデジタルマーケティング強化に向けて、リーグによる共通基盤整備や人材育成含め、包括的な取り組みを実施中

クラブ経営に関する規制緩和

- ◆ 各クラブの経営における選択肢の拡大を主眼に、クラブライセンス制度の財務要件緩和や**上場解禁**などの規制緩和を推進

- ◆ クラブの上場解禁により、上場クラブのみならずリーグ全体の成長を推進する

2022年3月 クラブ上場解禁

– それ以前はJリーグの規約上、実質的に上場不可

①クラブへの投資呼び込み

クラブ株式の流動性向上による投資の呼び込み

②資金調達の実選択肢拡大

公募増資を含めたクラブの資金調達実選択肢の拡大

③クラブの公益性向上

上場によるクラブの公益性、認知、信頼性向上

④クラブの経営管理体制整備

上場企業として必要な経営管理体制の整備推進

⑤オーナーチェンジの促進

クラブのステージに応じたオーナーチェンジの可能性向上

上場クラブ及びリーグ全体の成長

		概要	関連規約等 ¹
上場 解禁に 伴う ルール 変更	株式異動に伴う 報告義務撤廃	◆ 上場株式の流動性を考慮し、15%未満の株式異動についての事前報告の廃止	→ 関連条項 削除のため無し
	15%以上の株式異動に対する 事後承認許可	◆ 保有比率15%超の新株主が発生する場合、これまではリーグの事前承認が必要であったが、不可避な場合の事後承認も許可	→ 規約第29条 第2項・3項
関連する 規則	不適正株主の 大量保有禁止	◆ Jリーグ理念に反するなど不適正と判断される株主の大量保有を原則禁止	→ ・規約第29条 第2項・3項・7項 ・宣言書
	関係者の 株式保有規制	◆ クロスオーナーや利害相反を避けるため選手含めたクラブ関係者の株式保有を規制	→ ・規約第29条 第5項・6項 ・規約第30条 第1項

注1：詳細については、参考資料P8～12を参照のこと

Q: Jリーグは地域密着を捨てて、お金重視へと舵をきったのか？

A: Jリーグは創設以来、地域密着の理念を掲げ、サポーターを含む地域の皆様共に成長してきました。上場の解禁により、この理念に変更がある事は全くありません。むしろこの理念の維持強化のために、クラブにおける経営上の選択肢を拡大したとご理解ください

Q: 現在、株式上場を予定もしくは検討しているクラブはあるのか？

A: 22年7月時点において上場予定を公表しているクラブはございません。株式上場には通常数年（2～3年）かかるため、現状の上場意向に関して各クラブにアンケートを実施しましたが、関心を示すクラブは一定数存在している状況です

Q: 海外で上場しているクラブはあるのか？

A: はい、海外では上場クラブが多数あります。イングランドプレミアリーグのマンチェスターユナイテッド、セリエAのユベントスなどの著名クラブのみならず、オランダやポルトガル等においても上場しているサッカークラブがあります。詳しくは参考資料をご参照下さい

Q: 外国籍の法人や個人でもJクラブの株主になれるのか？

A: 株主になれる。スポーツ産業のグローバル化が進む昨今の状況も踏まえ、現状においては外国籍の法人や個人がJクラブの株主になる事について特に規制を設けておりません

Q: 自社がJクラブの大株主になった場合に、どのようなメリットがあるか？

A: 対象とするクラブにもよりますが、クラブの株式価値向上以外にも、企業認知度や製品ファンの増加、従業員のモチベーション向上、クラブのシャレン！活動を通じたSDGsの活動やESG投資など事業・組織運営における様々なメリットがあると考えております

Q: 上場を解禁したことにより、なにかデメリットや悪影響は生じないのか？

A: 大きなデメリットや悪影響は無いと考えています。最も懸念される、不適正株主による上場クラブの株式保有についても、クラブの対応策に加えてリーグ規約により実質不可能としているなど、上場解禁によりこれまで以上のリスクが生じないよう体制を整えました

参考資料

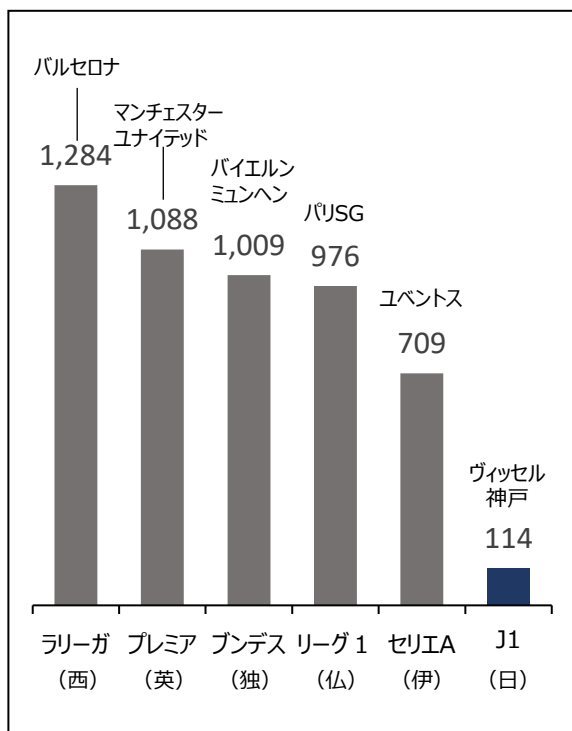
海外主要リーグとの比較



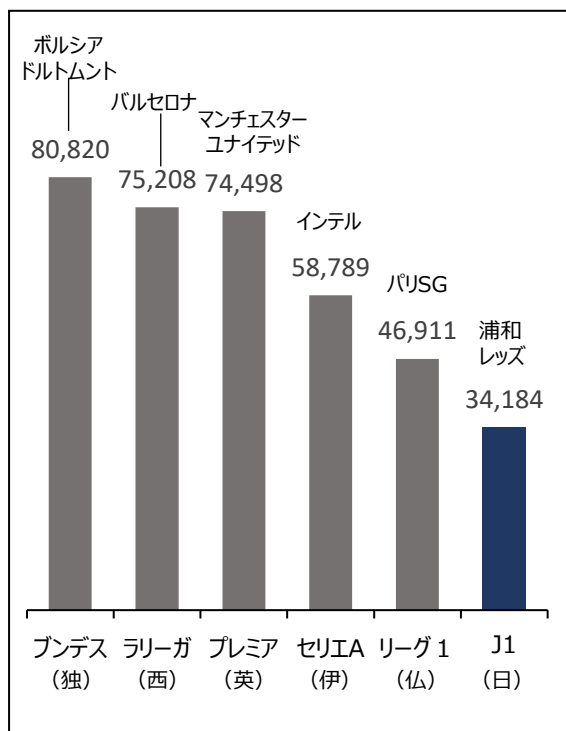
◆ トップクラブ同士の比較においても、海外主要リーグとの差は依然大きい

欧州5大リーグ+ Jリーグの主要指標におけるトップクラブ間比較

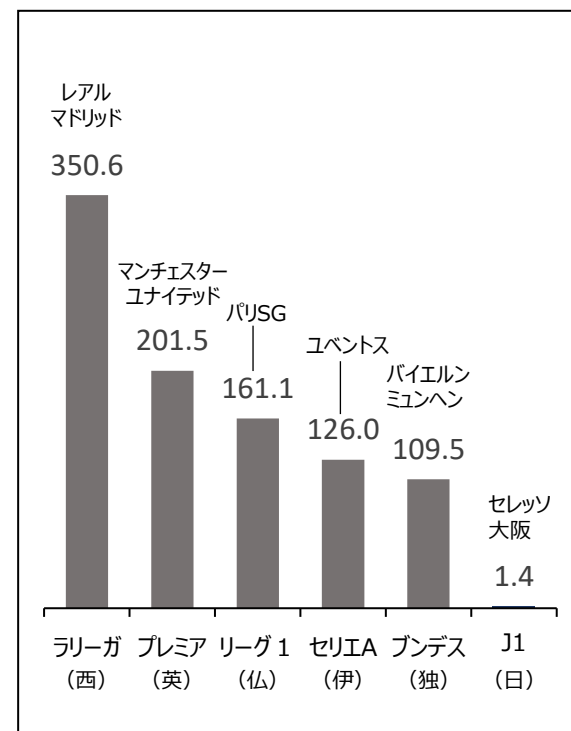
事業収益¹
(18-19シーズン²、億円³)



平均入場者数
(18-19シーズン²、人)



SNSフォロワー数⁴
('22年6月時点、百万フォロワー)



注1：欧州5大リーグはMatch Day, Broadcasting, Commercialの合算であり選手の移籍金収入は含まない。Jリーグは移籍金収入を含んでいる

注2：Jリーグは2019年シーズン

注3：USD = 134円換算

注4：Facebook, Instagram, twitter, TikTok, Weiboのフォロワー合計

出所：FOOTBALL BENCHMARK

Jリーグ規約第29条〔Jクラブの株主〕

(2) Jクラブは、以下各号に定めるいずれかに該当することとなる場合、当該各号に定める株主（以下「新規大口株主」という）の適正性についてチェアマンの承認を得なければならない。本条および次条において、株主とは、株式を保有する法人および自然人であり、株式とは、別段の定めがない限り、株式のほか、新株予約権、新株予約権付社債その他の株式を取得できる権利（以下当該権利により将来発行され得る株式を「潜在株式」という）を含み、議決権とは、別段の定めがない限り、潜在株式にかかる議決権を含むものとする。なお、本条および次条において、公益社団法人であるJクラブについては、社員たる地位について同様の取扱いとする。

- ① 総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）の15%以上の議決権を自己の計算において有する株主が新たに発生する場合
- ② 総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）に占める当該株主の議決権比率が自己の計算において3分の1を超える株主が新たに発生する場合
- ③ 総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）に占める当該株主の議決権比率が自己の計算において50%を超える株主が新たに発生する場合

(3) Jクラブは、原則として、前項に定める新規大口株主の適正性の事前承認を得るため、新規大口株主の発生に先立って、以下各号に定める書面を速やかにJリーグに提出しなければならない。ただし、Jクラブの意思によらない場合など、新規大口株主が新たに発生することを事前に知ることができないことに合理的な理由がある場合には、事後承認を得るため、Jクラブが前項各号に定めるいずれかに該当することを知った後直ちに当該書面を提出するものとする。

- ① Jリーグ所定の申請書
- ② 前項第2号または第3号に該当する場合に限り、新規大口株主が個人の場合はその者、法人の場合はその法人の代表者（Jリーグが必要と判断する場合、その法人の意思決定に大きな影響を与える者を含む）からのJリーグ所定の宣言書

Jリーグ規約第29条【Jクラブの株主】

(5) Jクラブは、他のJクラブもしくは他のJクラブの重大な影響下にあると判断される法人の株式を保有し、または他のJクラブに重大な影響を与える法人の総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）の15%以上の株式を保有してはならない。

(6) Jクラブは、暴力団員等にJクラブの株式を保有させてはならない。なお、当該Jクラブの重大な影響下にあると判断される法人の株式についても同様とする。

(7) チェアマンが第2項の承認をしないこととした場合、または、第5項もしくは第6項に違反する株式保有が判明した場合、Jリーグは、当該Jクラブに対して、一定の期間を定めて当該株主の株式保有（持株比率）の適正化を求めることができるものとし、当該Jクラブは、当該期間内に、株主の株式保有（持株比率）の適正化を実現しなければならない。

Jリーグ規約第30条【Jクラブの株主】

(1) Jクラブの役職員は、次の事項を行ってはならない。

- ① 他のJクラブ、他のJクラブの重大な影響下にあると判断される法人または他のJクラブに重大な影響を与える法人の役員または職員を兼務すること
- ② 他のJクラブまたは他のJクラブの重大な影響下にあると判断される法人の株式を保有すること
- ③ 他のJクラブに重大な影響を与える法人の総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）の15%以上の株式を保有すること

(2) 前項に違反する状態が判明した場合、Jリーグは、当該役職員に対して、一定の期間を定めて違反状態の解消を求めることができるものとし、当該役職員は、当該期間内に、違反状態の解消を実現しなければならない。

（法人向け書式）

20●●年●月●日

公益社団法人日本プロサッカーリーグ
チェアマン 野々村 芳和 様

（住所）
（法人名）
（代表者名）
印

【宣言書】 _____（以下「当該会社」）に対する出資（又は「株式取得」）について

1. はじめに

- （1）本件に関して必要な関連する情報をJリーグへ提供し、Jリーグがこれらの情報により、株主としての適正性を判断することを了承します。
- （2）本件に関して必要な関連する情報の説明をJリーグが求める場合、Jリーグとの面談に応じます。
- （3）本件に関して事実と異なる情報の提供いたしません。本書における内容が事実と異なることが明らかになった場合には、Jリーグ・当該会社（クラブ）の求めに応じ、当該株式の速やかな売却などを含めた指示に従います。

2. 出資者の概要

（1）業種

自由記述

風俗、宗教、政治的な事業を業務としておりません。また、仲介人に関連する事業を業務としておりません。なお、Jリーグが不適正だと判断する業務を行っている場合は、Jリーグにて承認されない可能性があることを認識しております。

（2）業績（直近の決算書を提出）

自由記述

（3）資産状況

破産手続開始、再生手続開始その他法的倒産手続の申立てはなされておらず、また、仮差押え、仮処分、強制執行等は受けておりません。

（4）その他

当社およびその代表者は、反社会的勢力ではありません。また当社グループおよび関係者と反社会的勢力とは一切関

（法人向け書式）

係がありません。

また、当社およびその代表者は、国内または国外において、下記の事項に該当しておりません（該当している場合は状況は以下の通りです）。

- ・過去5年以内に罰金刑に処せられたことがある者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・上記に該当している場合

自由記述

3. 出資に至った経緯

自由記述

4. クラブへの経営関与の方針

自由記述

5. クラブへの支援計画

自由記述

6. 株式の中長期保有の方針の表明

自由記述

（例）

当該会社の株式を保有するにあたり、Jリーグの理念および活動方針に則り、株式は中長期保有が原則である旨、ホームタウン関係者の皆様よりご指導いただき、当社（又は私）はその趣旨を理解し、賛同いたしております。したがって、この度の当該会社の株式取得は、その売買を主たる目的としたものではございません。

7. クロスオーナーシップへの理解の表明

クラブライセンス交付規則第36条基準L.03に定められた「他クラブの経営等への関与の禁止」に関する事項を十分理解しており遵守いたします。

8. 他クラブへの関与（以下の該当する項目にチェック）

他クラブへの関与は過去および現在において、一切ございません。

上記6.クロスオーナーシップの禁止事項に抵触していませんが、過去および現在において、国内外の他のプロサッカークラブの経営に関与又は株式を保有しており、その状況は以下のとおりです。

① 過去において関与していたプロサッカークラブ
記載例：〇〇FC（所属リーグ名） / 議決権51%の株式を保有・クラブ役員10名の内当社より役員6名派遣 / 2000年～2010年

② 現在において関与しているプロサッカークラブ

（法人向け書式）

記載例：FCOO（所屬リーグ） / 議決権 1%の株式を保有 / 2008年～現在

- ③ 当社グループ内にて関与しているプロサッカークラブとその関与法人
 記載例：株式保有法人・団体・個人名 / ○○ユナイテッド（所屬リーグ） / 議決権 20%の株式を保有 / 2010年～現在 / （当該株式出資法人と、当社の関係性）

9. JFA諸規程、Jリーグ規約をはじめとする諸規程への理解、Jリーグの理念・活動方針およびJリーグ百年構想の推進の表明

当社は当該会社の株主として、Jリーグ規約をはじめとするJリーグの諸規定はもちろん、公益財団法人日本サッカー協会が定める諸規定の内容について、尊重しクラブにも遵守させJリーグが掲げる理念、活動方針およびJリーグ百年構想の推進に関して、その意義を十分に理解の上、クラブへの支援を継続してまいります。また、既存ホームタウンを中心としたクラブの活動を継続し、地元のステークホルダーの皆様との協力体制を構築しながらクラブの成長を見守ってまいりたいと考えております。

10. クラブの既存ステークホルダー（株主・主要スポンサー・地元経済界や自治体、県民市民等）との連携について

自由記述

11. 株式取得に関する法令遵守の表明

本件に関する株式取得においては、金融商品取引法、独占禁止法や外国為替及び外国貿易法等の各種法令に従って取引を行います。

以上

（法人向け書式）

<補足情報：宣言書を提出する対象となる株主として不適正な業種および属性>

※No.1～3は議決権の1/3超の株式を保有する場合を不可とする

※No.4～5はクラブの株主となること自体を不可とする（1株でも不可）

No.	該当する業種・属性	理由
1	<p>職類</p> <p>①法人：「専ら職業等の種類及び業務の適正化等に関する法律」において、「専ら心身をこめて専らある業務を営む事業（第2条第4項）」または「専ら職業等種別業務（第2条第5項）」に該当する事業、および日本国内で認められている「専ら心身をこめて専らある業務を営む事業」に関する事業を主たる業務として行っている法人。</p> <p>②個人：上記①に該当する法人の代表者および役員、または職業に従事している者</p>	<p>以下Jリーグ規約において、明確に規定を定めているため</p> <p>第1条（Jリーグの目的） ①当社は公益財団法人日本サッカーリーグ（以下「Jリーグ」という。）は、日本のサッカーの水準の向上およびサッカーの普及を図ることを目的とし、豊かなスポーツ文化の創出および国民の心身の健全な発達に寄与するとともに、国際社会における交流および国際貢献に貢献することを目的とする。</p> <p>第3条（遵守事項） ① Jリーグ関係者は、第1条のJリーグの目的達成を妨げず行為し、且つJリーグの発展を促進する行為を行うことにはならない。 ② Jリーグ関係者は、法律、条約、準則等を遵守し、社会的義務を履行し、及び行われなければならない。</p>
2	<p>業種</p> <p>①法人：宗教法人（宗教法人が宗教団体の役員または役員候補となるもの）</p> <p>②個人：宗教法人の代表者および役員</p>	<p>以下Jリーグ規約において、明確に規定を定めているため</p> <p>① Jリーグ関係者は、いかなるものであっても、人種、性、国籍、宗教、政治その他の事由を理由とする差別、個人または法人に対する差別を行ってはならない。 ② Jリーグ関係者は、その職務に際して、またはその職務上の地位において、政治的に中立であることと見做される行為を行ってはならないとする義務を負う。宗教的または人種的イデオロギーを行使してはならない。</p>
3	<p>政治</p> <p>①法人：政治資金規正法に基づいて政治団体と定義されている法人</p> <p>②個人：上記①の代表者および役員、候補の代表者、公職の候補者</p>	<p>以下Jリーグ規約において、明確に規定を定めているため</p> <p>① Jリーグ関係者は、いかなるものであっても、人種、性、国籍、宗教、政治その他の事由を理由とする差別、個人または法人に対する差別を行ってはならない。 ② Jリーグ関係者は、その職務に際して、またはその職務上の地位において、政治的に中立であることと見做される行為を行ってはならないとする義務を負う。宗教的または人種的イデオロギーを行使してはならない。</p>
4	<p>仲介人</p> <p>①法人：国内で登録されている仲介人が所属する法人および関係法人</p> <p>②個人：国内で登録されている仲介人、または上記①の代表者および役員、または重大な影響をも与える関係者</p>	<p>JFAが定めた「仲介人」に関する規則（以下、別に禁止されているため） （該当条項） 「仲介人」とは「個人」が所属する法人は、当該規則を遵守し、クラブの利益に専ら心をこめて専らある業務を営むことにはならない。以下同様。1. の全部又は一部を保持してはならない。</p>
5	<p>反社</p> <p>① Jリーグが社会的勢力と認められる組織および個人</p> <p>②上記①の関係がある組織および個人</p>	<p>以下の法律で禁止されている事 ①国の法律：暴力団対策法、犯罪収益移転防止法 ②都道府県による条例：暴力団排除条例 ③ Jリーグの規約：第3条第4項、第2条第5項第3項</p>
6	<p>一般債権</p> <p>出資者が事業目的や事業内容が公共性に反する場合は、民法第686条に規定する場合は、そのほかの法律による場合は、株主として適正でないと考えられる。この場合、必要に応じて当該株主はJリーグの保証人となることと認められるべき事項について報告を行うこととなる</p>	<p>上記で特筆し、および禁止されている、あるいは認められていない事項に該当して当該事項を判断を行うため</p>

関係者の株式保有規制（詳細）



保有対象

		クラブ株式			他のJクラブに重大な影響を与える法人の株式		他のJクラブの重大な影響下にある法人の株式		
		自クラブ	他クラブ		15%以上	15%未満	15%以上	15%未満	
			15%以上	15%未満					
保有主体	クラブ	○	×	×	×	○	×	×	
	関連法人等	自クラブに重大な影響を与える法人	○	×	○	×	○	×	○
		自クラブの重大な影響下にある法人	○	×	×	×	○	×	×
クラブ役職員	本人	○	×	×	×	○	×	×	
	本人の関係者	○	○	○	○	○	○	○	

注：選手・監督・コーチ、リーグ役職員、マッチコミッショナー等のクラブ株式保有については詳細検討中

主な海外上場クラブの株式情報



(2022年6月28日時点)

リーグ	クラブ	Ticker	時価総額 (億円)	Price/ Sales	PER	PBR	EV (億円)	EV/ EBITDA	
欧州5大リーグ	イギリス	マンチェスター ユナイテッド	MANU	2,512	2.7	-	7.2	3,386	24.6
	イタリア	ユベントス	JVTSF	1,472	1.6	-	3.4	1,449	52.4
		ローマ	ASRF	238	1.0	-	-	822	31.3
		ラツィオ	SSLZF	108	0.6	-	6.4	146	7.5
	ドイツ	ドルトムント	BORUF	546	1.0	-	1.2	572	4.2
	フランス	リヨン	OOLGF	184	1.1	-	1.4	707	264.7
その他リーグ	オランダ	アヤックス	AFCJF	423	2.5	-	1.3	414	5.9
	スコット ランド	セルティック	CLTFF	192	1.8	13.6	1.8	184	3.7
	トルコ	ガラタサライ	GSRAY.IS	169	2.0	38.8	-	371	15.9
	ポルトガル	スポルティング	SCP.LS	80	2.4	15.3	8.0	283	5.4

注1：為替レートは以下の通り。USD = 135.4円、EUR = 143.3円、TRY = 8.17円

出所：Morningstar, Bloomberg, Yahoo Finance